

薬物犯罪へのアノミー論からのアプローチ

米川茂信

はじめに

本稿は、社会病理学の基礎理論のひとつであるアノミー論の現代日本社会における有効性を、現代の典型的な社会病理現象のひとつである薬物犯罪との関連から実証的に検討しようとするものである。したがって、薬物犯罪へのアノミー論からのアプローチがどのようにして実証的に可能となり、かつ、それによって何が明確化されるか、という点が本稿の主たる関心となる。

ところで、薬物犯罪の説明においては、いうまでもなく、「人はなぜ薬物を乱用するのか」、「薬物はどのようにして入手できるのか」、「入手した薬物をどのようにして使用し、どのようにしてその効果を享受できるのか」、「薬物犯罪はなぜ犯罪なのか」等々の点が問題とされるし、事実されてきた。つまり、行為の動機・理由・原因、薬物へのアクセスと薬物の供給、薬物の入手・使用・効果の享受などについての学習とサブカルチャー、薬物の密造・密売・所持・譲渡・使用等に対する法執行などが説明すべき核心として位置づけられるのである。

このうち、アノミー論が従来から問題としてきたのは、ある人が薬物を乱用するに至る動機とか理由・原因についてであった。つまり、アノミー状況への退行的適応の典型として薬物乱用を位置づけ、これを説明するというのがアノミー論の従来からの関心であった。

本稿では、アノミーと薬物犯罪との対応関係を実証的に検討したうえで、アノミーと薬物犯罪との関連性について、まず第1に、従来のアプローチと同様に、とくに薬物乱用の問題をとりあげて、これをアノミー状況への退行的適応様式の観点から説明する。しかし、退行的適応様式そのものについての新たな解釈も提起される。第2に、アノミー論の観点からは従来あまり問題とされてこなかった薬物の供給の問題を革新的適応行動として位置づけ、この点からアノミーと薬物犯罪との関連性の説明を行なう。この場合、暴力団員による薬物とりわけ覚せい剤の密売が、成功目標を達成するための非合法的手段として捉えられる。

なお、本稿では、対象となる薬物は覚せい剤とシンナー等の有機溶剤の2種に限定されており、また、問題とされる行為態様も乱用と密売の2つに限定されている。いずれも、わが国の実態を踏まえてのことである。

表1 覚せい剤取締法違反送致人員の推移

| | | 昭45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 | 51 | 52 | 53 | 54 |
|--------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 総 数 | 実数 | 1,618 | 2,634 | 4,709 | 8,301 | 5,919 | 8,218 | 10,678 | 14,447 | 17,740 | 18,297 |
| | 人口比 | 2 | 4 | 7 | 12 | 8 | 11 | 15 | 19 | 24 | 24 |
| 男 | 実数 | — | — | 4,077 | 7,122 | 5,099 | 7,077 | 9,171 | 12,260 | 14,842 | 15,275 |
| | 人口比 | — | — | 12 | 20 | 14 | 20 | 25 | 33 | 40 | 41 |
| 女 | 実数 | — | — | 632 | 1,179 | 820 | 1,141 | 1,507 | 2,187 | 2,898 | 3,022 |
| | 人口比 | — | — | 2 | 3 | 2 | 3 | 4 | 6 | 8 | 8 |
| 成 人 | 実数 | 1,588 | 2,604 | 4,634 | 8,149 | 5,791 | 7,959 | 10,224 | 13,631 | 16,317 | 16,634 |
| | 人口比 | 3 | 4 | 8 | 13 | 9 | 13 | 16 | 21 | 25 | 25 |
| 少 年 | 実数 | 30 | 30 | 75 | 152 | 128 | 259 | 454 | 816 | 1,423 | 1,663 |
| | 人口比 | 0.3 | 0.3 | 0.8 | 2 | 1 | 3 | 5 | 8 | 15 | 17 |

| | | 昭55 | 56 | 57 | 58 | 59 | 60 | 61 | 62 | 63 |
|--------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総 数 | 実数 | 19,921 | 22,024 | 23,365 | 23,301 | 24,022 | 22,980 | 21,052 | 20,643 | 20,399 |
| | 人口比 | 26 | 29 | 30 | 30 | 31 | 29 | 26 | 26 | 25 |
| 男 | 実数 | 16,821 | 18,429 | 19,597 | 19,327 | 19,748 | 18,853 | 17,500 | 17,079 | 17,049 |
| | 人口比 | 45 | 48 | 51 | 50 | 50 | 48 | 44 | 42 | 42 |
| 女 | 実数 | 3,100 | 3,595 | 3,768 | 3,974 | 4,274 | 4,127 | 3,552 | 3,564 | 3,350 |
| | 人口比 | 8 | 9 | 10 | 10 | 11 | 10 | 9 | 9 | 8 |
| 成 人 | 実数 | 17,890 | 19,449 | 20,615 | 20,634 | 21,470 | 20,918 | 19,344 | 19,141 | 19,126 |
| | 人口比 | 27 | 29 | 31 | 31 | 32 | 31 | 28 | 28 | 28 |
| 少 年 | 実数 | 2,031 | 2,575 | 2,750 | 2,667 | 2,552 | 2,062 | 1,708 | 1,502 | 1,273 |
| | 人口比 | 21 | 26 | 27 | 25 | 24 | 19 | 15 | 13 | 11 |

注) 人口比は、以下の年齢層に該当する人口10万人当たりの数値である。

総 数：14歳以上60歳未満

成 人：20歳以上60歳未満

少 年：14歳以上20歳未満

資料) 警察庁『犯罪統計書』各年版。総務庁統計局『10月1日現在推計人口』（『人口推計資料』）各年版。

1 アノミーと薬物犯罪との対応関係

1) 薬物犯罪の数量的推移

まず、前頁の表1から覚せい剤取締法違反による送致人員の人口比の推移をみると、総数では、14歳以上60歳未満の人口10万人あたりでみて、昭和45年の2から昭和59年の31へと著しい上昇がみられた。性別、成人—少年の別にみると、男では昭和47年の12から57年の51に、女では47年の2から59年の11にと、また、成人では20歳以上60歳未満人口10万人あたりで昭和45年の3から59年の32に、少年では14歳以上20才未満人口10万人あたりで45年の0.3から57年の27にと、上昇がみられた。要するに、男女、成人—少年の別なく、昭和40年代後半から50年代を通じて、覚せい剤犯罪の発生率の著しい上昇がみられたのである。この傾向は、とくに少年において顕著であった。

つぎに、表2から、シンナー等乱用者の検挙・補導人員のうち、少年の人口比を、10歳以上20歳未満人口10万人あたりの数値でみると、昭和43年には112であったのが、46年には

表2 シンナー等乱用者の検挙・補導人員

| | 昭43 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 | 51 | 52 | 53 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総数 (実数) | — | — | — | — | 38,159 | 20,166 | 26,291 | 44,422 | 45,820 | 39,837 | 47,301 |
| うち)少年 (実数) | 20,812 | 31,028 | 40,045 | 49,587 | 36,054 | 16,220 | 21,137 | 36,968 | 37,046 | 32,578 | 39,615 |
| (人口比) | 112 | 176 | 237 | 301 | 220 | 100 | 131 | 228 | 231 | 199 | 238 |

| | 昭54 | 55 | 56 | 57 | 58 | 59 | 60 | 61 | 62 | 63 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|
| 総数 (実数) | 47,293 | 53,182 | 50,651 | 57,280 | 58,251 | 52,669 | 49,494 | 43,450 | 45,038 | (27,820) |
| うち)少年 (実数) | 40,433 | 45,161 | 43,536 | 49,638 | 51,383 | 46,636 | 43,713 | 38,651 | 40,472 | (23,122) |
| (人口比) | 240 | 262 | 247 | 275 | 278 | 247 | 230 | 199 | 210 | (194) |

注1) 人口比は、10歳以上20歳未満人口10万人あたりの数値である。

2) 昭和63年の数値には補導人員が含まれていない。したがって、人口比も14歳以上20歳未満人口10万人あたりの数値である。

資料) 『警察白書』各年版。総務庁統計局『10月1日現在推計人口』（『人口推計資料』）各年版。

表3 覚せい剤取締法違反暴力団員検挙人員数の推移

| | 昭45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 | 51 | 52 | 53 | 54 |
|-------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 総数 | 877 (0.3) | 1,562 (0.5) | 3,012 (1.0) | 5,092 (1.7) | 3,715 (1.2) | 4,908 (1.6) | 6,268 (2.1) | 8,036 (2.7) | 9,234 (3.1) | 9,407 (3.1) |
| 首領 | 31 (0.2) | 70 (0.5) | 129 (1.0) | 149 (1.2) | 70 (0.5) | 96 (0.7) | 106 (0.8) | 126 (1.0) | 138 (1.1) | 112 (0.9) |
| 幹部 | 202 (0.2) | 449 (0.5) | 837 (1.0) | 1,294 (1.5) | 966 (1.2) | 1,204 (1.4) | 1,386 (1.7) | 1,674 (2.0) | 1,800 (2.2) | 1,715 (2.0) |
| 組員 | 387 (0.3) | 697 (0.6) | 1,169 (1.0) | 1,908 (1.6) | 1,377 (1.2) | 1,767 (1.5) | 2,201 (1.9) | 2,695 (2.3) | 2,957 (2.5) | 2,711 (2.3) |
| 準構成員 | 257 (0.5) | 346 (0.6) | 571 (1.0) | 1,099 (1.9) | 824 (1.4) | 1,098 (1.9) | 1,670 (2.9) | 2,182 (3.8) | 2,742 (4.8) | 3,068 (5.4) |
| 暴力常習者 | — (—) | — (—) | 306 (1.0) | 642 (2.1) | 478 (1.6) | 743 (2.4) | 905 (3.0) | 1,359 (4.4) | 1,597 (5.2) | 1,801 (5.9) |

| | 昭55 | 56 | 57 | 58 | 59 | 60 | 61 | 62 | 63 |
|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 総数 | 10,007 (3.3) | 10,935 (3.6) | 11,096 (3.7) | 10,668 (3.5) | 11,352 (3.8) | 11,183 (3.7) | 10,711 (3.6) | 9,307 (3.1) | 9,221 (3.1) |
| 首領 | 122 (0.9) | 114 (0.9) | 93 (0.7) | 88 (0.7) | 111 (0.9) | 91 (0.7) | 88 (0.7) | 88 (0.7) | 88 (0.7) |
| 幹部 | 1,705 (2.0) | 1,764 (2.1) | 1,791 (2.1) | 1,699 (2.0) | 1,953 (2.3) | 1,889 (2.3) | 1,830 (2.2) | 1,644 (2.0) | 1,755 (2.1) |
| 組員 | 3,239 (2.8) | 3,528 (3.0) | 3,721 (3.2) | 3,670 (3.1) | 4,076 (3.5) | 3,917 (3.4) | 3,938 (3.4) | 3,860 (3.3) | 3,707 (3.2) |
| 準構成員 | 2,972 (5.2) | 3,238 (5.7) | 3,178 (5.6) | 2,890 (5.1) | 2,925 (5.1) | 3,283 (5.7) | 2,806 (4.9) | 3,715 (6.5) | 3,671 (6.4) |
| 暴力常習者 | 1,969 (6.4) | 2,291 (7.5) | 2,313 (7.6) | 2,321 (7.6) | 2,287 (7.5) | 2,003 (6.5) | 2,049 (6.7) | — (—) | — (—) |

注) () 内は、昭和47年の数値を基準にした倍数。

資料) 警察庁『犯罪統計書』各年版。

301にまで上昇し、48年には毒物及び劇物取締法（以下、毒劇法と略す）の改正の影響で100にまで下がったものの、その後は上昇に転じ、58年には278にまで上昇した。したがって、少年によるシンナー等の乱用についても、40年代の中ごろから、47年の毒劇法改正の影響による一時的低下を除いて、50年代末まで発生率の著しい増加傾向がみられたといつてよい。

また、覚せい剤事犯の多くを占める暴力団員の同事犯による検挙人員の推移は、表3のとおりである。表3によれば、覚せい剤取締法違反による暴力団員の検挙人員は、首領を除いて、昭和40年代後半から50年代を通じて著しく増加の傾向を辿ってきたことがわかる。ちなみに、昭和47年の検挙人員を基準にしてみると、総数は59年に3.8倍、幹部は59年に2.3倍、組員は59年に3.5倍、準構成員は56年に5.7倍、暴力常習者は57年に7.6倍に達しているのである。

2) 社会的アノミー度の変化

以上のような昭和40年代後半から50年代を通じての薬物犯罪の著しい増加傾向の背景にあると想定される日本社会のアノミー状況について、その度合いがこの間どのように変化してきたかをみてみよう。

社会的アノミー状況の度合い、つまり社会的アノミー度を客観的に測定するための指標として、本稿では、比較的資料の入手しやすいつぎの指標をとりあげた²⁾。すなわち、成人社会のアノミー度を測定する指標として管理職率と完全失業率を、成人の薬物犯罪者の集中する下流階層のアノミー度を測定する指標として年間収入の五分位階級格差を、少年社会（中高生世代）一般のアノミー度を測定する指標として四年制大学への入学志願者率と入学者率を、薬物乱用少年の集中する中卒の学歴階層のアノミー度を測定する指標として高校進学率と無職少年率——非進学者中に占める無業者の割合——をとりあげた。

まず、表4から、管理職率の推移を、就業者中に占める管理的職業従事者の割合——就業者全体の管理職率——でみると、昭和30年代後半から50年代前半ごろまでは上昇の傾向にあったのが、50年代後半からは下降に転じて、以後はそのまま横這い状態にあるのがわかる。このような管理職率の推移は、一方では管理職への昇進の可能性の変化を示していると考えられるが、他方では、管理職への昇進の可能性が相対的に高い四年制大学の卒業者数の増加傾向に影響されたものであるとも考えられる。そこで、同じ表4から四年制大学卒業者の管理職率——ある年度の管理的職業従事者数を同年度の四年制大学新規卒業者数で割った数値——の推移をみてみると、昭和40年代前半まで低下の傾向を辿り、40年代後半以降は、低い水準のまま横這い状態を続けてきたのがわかる。したがって、30年代後半から50年代前半ごろまでの就業者全体の管理職率の上昇にもかかわらず、この間の高学歴者（四年制大学新規卒業生）の昇進の可能性——地位獲得のための手段としての高学歴の効果の程度——は、むしろ、低下ないし低水準の状態のままであったのである。

なお、昇進の可能性についての人びとの主観的意識で補足するならば、昭和48年に行なわれた調査では、新入社員（大卒法文系）の26%が将来は社長や重役までの昇進が可能だと考えており、21%が部長まで、12%が課長までと考えていたのが（「わからない」が34%）³⁾、昭和54年に行なわれた調査では、経営者・役員までの昇進が可能だとする新入社員は12.8%、部長までが35.8%、課長までが38.2%、係長までが7.3%となっている（無答3.1%）⁴⁾。この2つの調査は、対象や質問のしかたが異なるため単純に比較はできないが、おおよその傾向として、昭和40年代末から50年代前半にかけて、人びとの意識のうちで昇進の可能性が低下したことを読みとることはできる。

つぎに、表5から完全失業率の推移をみてみると、昭和30年代を通じて低下の傾向を辿ってきた完全失業率は、40年代後半と50年代後半にかなりの上昇を示したことがわかる。

昇進の可能性が低下したり、完全失業率が上昇したりするときに社会的アノミー度も高くなると考えられるから、以上にみてきたところから判断して、成人社会一般のアノミー度は、昭和30年代以降とりわけ40年代と50年代を通じて上昇してきたということが出来る。

表4 管理職率の推移

| | 就業者全体の 管理職率 | 四年制大学卒業 者の管理職率 |
|------|----------------|-------------------|
| 昭30年 | 2.2% | 9.47 |
| 35 | 2.1 | 7.58 |
| 40 | 2.8 | 8.09 |
| 45 | 2.6 | 5.56 |
| 50 | 3.9 | 6.58 |
| 55 | 4.0 | 5.80 |
| 60 | 3.6 | 5.66 |
| 62 | 3.8 | 5.82 |
| 63 | 3.8 | 5.95 |

注) 就業者全体の
管理職率 = $\frac{\text{管理的職業従事者}}{\text{就業者}} \times 100$

四年制大学卒業
者の管理職率 = $\frac{\text{管理的職業従事者}}{\text{四年制大学新規卒業}} \times 100$

資料) 総務庁統計局『第39回 日本統計年鑑』
(1989)。同『労働力調査年報』各年版。
文部省大臣官房『学校基本調査報告書』各
年版。

表5 完全失業率の推移

| | 完全失業率 |
|------|-------|
| 昭30年 | 2.5% |
| 35 | 1.7 |
| 40 | 1.2 |
| 45 | 1.2 |
| 50 | 1.9 |
| 55 | 2.0 |
| 60 | 2.6 |
| 62 | 2.8 |
| 63 | 2.5 |

注) 完全失業率 = $\frac{\text{完全失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100$

資料) 総務庁統計局『第39回日本統計
年鑑』(1989)

この結論は、収入や財産、地位などについての人びとの充足感を示した表6からも支持される。表6によれば、「収入が年々確実に増えること」、「目標を満たすのに十分な貯蓄ができること」、「収入や財産の不平等が少ないこと」、「能力があつて努力すれば誰もがふさわしい地位や収入が得られること」、「能力や仕事と同じなら男女によって収入に差がないこと」のすべてについて、「満たされていない」とする者(＜ニ＞+＜ホ＞)が「満たされている」とする者(＜イ＞+＜ロ＞)を大幅に上回っており、しかも、前三者については、「満たされていない」とする者の割合が昭和53年以降明確に拡大してきており、社会的アノミー一度の上昇傾向が反映されている。

表6 収入・貯蓄・地位等についての人びとの充足感(%)

| | | (イ) 十分 満たさ れ て い る | (ロ) か な り 満 た さ れ て い る | (イ) + (ロ) | (ハ) え な い | (ニ) ど ち ら と も い れ て い な い | (ホ) あ ま り 満 た さ れ て い な い | (ニ) + (ホ) | (ヘ) 無 回 答 | (ヘ) わ か ら な い |
|---------------------------------|------|--------------------------------------|---|-----------------|--------------------|--|--|-----------------|--------------------|------------------------------|
| 収入が年々確実に増えること | 昭 53 | 4.0 | 19.7 | 23.7 | 28.0 | 30.1 | 11.9 | 42.0 | 6.3 | |
| | 56 | 4.8 | 17.3 | 22.1 | 28.5 | 31.9 | 12.0 | 43.9 | 5.5 | |
| | 59 | 3.3 | 15.8 | 19.1 | 27.7 | 33.8 | 14.7 | 48.5 | 4.7 | |
| | 62 | 2.7 | 11.7 | 14.4 | 36.1 | 33.7 | 15.6 | 49.3 | 0.2 | |
| 目標を満たすのに十分な貯蓄ができること | 昭 53 | 2.1 | 12.1 | 14.2 | 26.3 | 36.4 | 17.4 | 53.8 | 5.6 | |
| | 56 | 2.9 | 10.4 | 13.3 | 25.6 | 36.7 | 19.1 | 55.8 | 5.3 | |
| | 59 | 2.2 | 9.8 | 12.0 | 25.9 | 39.0 | 19.2 | 58.2 | 3.9 | |
| | 62 | 1.8 | 7.6 | 9.4 | 28.9 | 38.5 | 23.1 | 61.6 | 0.2 | |
| 収入や財産の不平等が少ないこと | 昭 53 | 1.7 | 8.5 | 10.2 | 33.7 | 27.2 | 13.5 | 40.7 | 15.5 | |
| | 56 | 2.3 | 8.6 | 10.9 | 34.5 | 29.3 | 13.6 | 42.9 | 11.6 | |
| | 59 | 1.8 | 9.4 | 11.2 | 34.2 | 30.8 | 14.6 | 45.4 | 9.2 | |
| | 62 | 1.9 | 5.3 | 7.2 | 40.9 | 33.5 | 18.0 | 51.5 | 0.4 | |
| 能力があつて努力すれば誰もがふさわしい地位や収入が得られること | 昭 53 | 2.5 | 10.5 | 13.0 | 32.8 | 27.1 | 10.8 | 37.9 | 16.4 | |
| | 56 | 2.8 | 12.6 | 15.4 | 35.0 | 27.1 | 8.9 | 36.0 | 13.5 | |
| | 59 | 3.4 | 14.2 | 17.6 | 34.2 | 27.2 | 8.8 | 36.0 | 12.2 | |
| | 62 | 2.1 | 11.2 | 13.3 | 45.2 | 30.9 | 10.2 | 41.1 | 0.4 | |
| 能力や仕事と同じなら男女によって収入に差がないこと | 昭 53 | 1.9 | 8.6 | 10.5 | 32.3 | 29.3 | 11.9 | 41.2 | 16.0 | |
| | 56 | 1.7 | 9.0 | 10.7 | 33.5 | 30.4 | 12.4 | 42.8 | 13.0 | |
| | 59 | 2.5 | 9.3 | 11.8 | 32.8 | 32.7 | 10.9 | 43.6 | 11.9 | |
| | 62 | 1.5 | 7.9 | 9.4 | 46.9 | 33.3 | 10.2 | 43.5 | 0.3 | |

資料) 経済企画庁『昭和62年度国民生活選好度調査結果』

成人社会一般のアノミー度については以上だとして、成人社会を構成する特殊下流階層のアノミー度についてはどうであろうか。図1および表7から、年間の実収入の五分位階級格差の推移を、第I五分位階級に対する第V五分位階級の倍率でみてみると、昭和40年代なかごろまでは縮小してきた格差が、それ以降は横這いないし拡大の傾向に転じているのがわかる。このことから、成人社会一般のアノミー度の上昇傾向から切り離して、特殊下流階層のアノミー度のみをみてみても、そのアノミー度は、昭和40年代前半と比較して、40年代後半からは、より高い水準で維持されており、しかも、上昇の傾向さえ内在しているとみることができる。

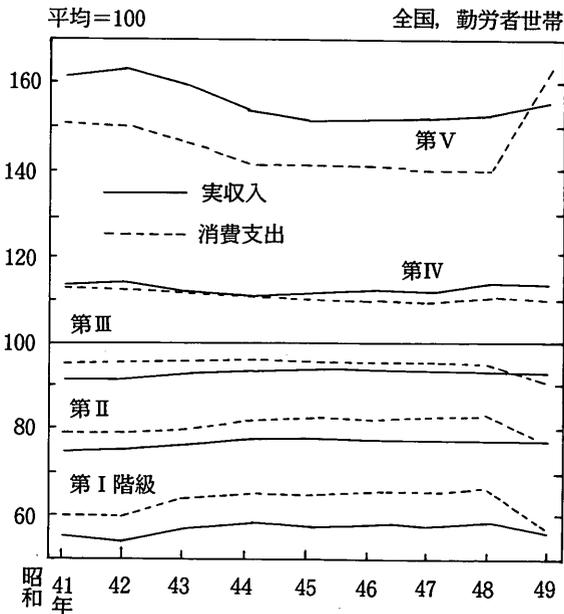
表7 年間収入五分位階級格差の推移 (全国 勤労者世帯)

| | 昭45 | 昭50 | 昭51 | 昭52 | 昭53 | 昭54 | 昭55 | 昭56 | 昭57 | 昭58 | 昭59 | 昭60 | 昭61 | 昭62 | 昭63 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 実収入 | 2.62 | 2.73 | 2.67 | 2.66 | 2.71 | 2.60 | 2.65 | 2.71 | 2.72 | 2.72 | 2.74 | 2.86 | 2.87 | 2.89 | 2.88 |
| 消費支出 | 2.17 | 3.07 | 2.27 | 2.06 | 2.07 | 2.10 | 2.08 | 2.11 | 2.14 | 2.11 | 2.10 | 2.17 | 2.20 | 2.24 | 2.21 |

注) 数値は、第I五分位階級に対する第V五分位階級の倍率。

出典・資料) 総理府統計局『昭和38年～55年の家計』, 同『家計調査年報』昭和62年, 同63年。

図1 年間収入五分位階級格差の推移 (昭和41年～49年)



出典) 総理府統計局『家計調査年報』昭和49年, P.11。

つぎに、少年社会（中高生世代）のアノミー度の推移についてであるが、まず、少年社会つまり中高生世代一般のアノミー度の推移をみるために、表8から、四年制大学への入学志願者率と入学者率の推移をみてみると、入学志願者率は、男女とも、昭和52年までは上昇の一途を辿ってきたのが、それ以降は、60年まで下降を続け、62年に再び上昇に転じている。これに対して、入学者率は、42年以降、上昇と下降を繰り返しながら、長期的傾向としては下降の傾向を示してきている。

社会的アノミー度は、高学歴の獲得という文化的目標の社会的強調度を示す入学志願者率と正比例し、目標達成の可能性の度合い——制度的手段の効率と利用可能性の度合い——を示す入学者率と逆比例する関係にあると考えられるから、便宜的に、入学志願者率と入学者率の逆数とを掛けて社会的アノミー度を計算してみると、社会的アノミー度は、男女とも、

表8 大学（四年制）入学志願者率・入学者率・アノミー度の推移

| | 昭36 | 昭38 | 昭40 | 昭42 | 昭44 | 昭46 | 昭48 | 昭50 | 昭52 | 昭54 | 昭56 | 昭58 | 昭60 | 昭62 | 昭63 |
|--------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 入学志願者率 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総数 | 0.46 | 0.65 | 0.51 | 0.72 | 0.96 | 1.09 | 1.21 | 1.79 | 1.82 | 1.78 | 1.59 | 1.50 | 1.47 | 1.87 | 1.96 |
| 男 | 0.82 | 1.14 | 0.87 | 1.22 | 1.63 | 1.81 | 1.94 | 2.84 | 2.88 | 2.83 | 2.56 | 2.39 | 2.34 | 2.92 | 3.03 |
| 女 | 0.10 | 0.16 | 0.15 | 0.21 | 0.28 | 0.35 | 0.46 | 0.70 | 0.72 | 0.68 | 0.59 | 0.57 | 0.56 | 0.75 | 0.83 |
| 入学者率 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総数 | 0.21 | 0.21 | 0.21 | 0.18 | 0.17 | 0.18 | 0.19 | 0.15 | 0.14 | 0.15 | 0.16 | 0.16 | 0.15 | 0.13 | 0.13 |
| 男 | 0.19 | 0.20 | 0.20 | 0.17 | 0.16 | 0.17 | 0.18 | 0.15 | 0.14 | 0.14 | 0.15 | 0.14 | 0.14 | 0.12 | 0.11 |
| 女 | 0.30 | 0.27 | 0.26 | 0.23 | 0.21 | 0.23 | 0.22 | 0.18 | 0.17 | 0.18 | 0.20 | 0.21 | 0.21 | 0.18 | 0.17 |
| アノミー度 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総数 | 2.19 | 3.10 | 2.43 | 4.00 | 5.65 | 6.06 | 6.37 | 11.93 | 13.00 | 11.87 | 9.94 | 9.38 | 9.80 | 14.38 | 15.08 |
| 男 | 4.32 | 5.70 | 4.35 | 7.18 | 10.19 | 10.65 | 10.78 | 18.93 | 20.57 | 20.21 | 17.07 | 17.07 | 16.71 | 24.33 | 27.55 |
| 女 | 0.33 | 0.59 | 0.58 | 0.91 | 1.33 | 1.52 | 2.09 | 3.89 | 4.24 | 3.78 | 2.95 | 2.71 | 2.67 | 4.17 | 4.88 |

注) 入学志願者率、入学者率、アノミー度は以下のように定義される。

$$\text{入学志願者率} = \frac{\text{大学入学志願者}}{\text{前年10月1日現在の17歳人口}}$$

$$\text{入学者率} = \frac{\text{大学入学者}}{\text{大学入学志願者}}$$

$$\text{アノミー度} = \text{入学志願者率} \times \frac{1}{\text{入学者率}}$$

資料) 文部省大臣官房『学校基本調査報告書』各年版。総務庁統計局『10月1日現在推計人口』（『人口推計資料』）各年版。

昭和50年代前半までは著しい上昇がみられたが、50年代後半には下降傾向に転じたことがわかる。しかし、50年代後半の社会的アノミー度も40年代までのそれと比較すれば男女とも著しく高いこと、62年には男女とも再び上昇に転じていることなども指摘される。なお、性別にみれば、男子のアノミー度は、一貫して女子のそれよりも高くなっている。

最後に、学歴が中学卒の少年の階層のアノミー度の推移をとくにみるために、中学卒業時における高校進学率と無職少年率の推移をみると、表9のとおりである。高校進学率は、男女とも昭和56年まで上昇の一途を辿ってきたのが、それ以降は横這いの状態である。他方、無職少年率つまり非進学者中に占める無業者の割合は、男女とも昭和50年までは上昇の一途を辿ってきたのが、50年から52年にかけて著しく下降し、そして、男女の合計でみて、50年代は横這い、60年代に入って上昇という傾向がみられている。

表9 中学卒業時における高校進学率・無職少年率・アノミー度の推移

| | 昭36 | 昭38 | 昭40 | 昭42 | 昭44 | 昭46 | 昭48 | 昭50 | 昭52 | 昭54 | 昭56 | 昭58 | 昭60 | 昭62 | 昭63 |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 高校進学率 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総数 | 62.3 | 66.8 | 70.7 | 74.7 | 79.4 | 85.0 | 89.4 | 91.9 | 93.1 | 94.0 | 94.3 | 94.0 | 94.1 | 94.3 | 94.5 |
| 男 | 65.6 | 68.4 | 71.7 | 75.3 | 79.2 | 84.1 | 88.3 | 91.0 | 92.2 | 93.0 | 93.2 | 92.8 | 93.1 | 93.2 | 93.4 |
| 女 | 60.7 | 65.1 | 69.6 | 73.7 | 79.5 | 85.9 | 90.6 | 93.0 | 94.0 | 95.0 | 95.4 | 95.2 | 95.3 | 95.4 | 95.7 |
| 無職少年率 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総数 | 11.8 | 13.2 | 19.8 | 22.4 | 25.7 | 30.4 | 35.3 | 49.4 | (53.3) 19.5 | (54.2) 21.1 | (52.2) 19.4 | (52.5) 20.7 | (54.2) 24.6 | (59.6) 29.4 | (59.8) 29.7 |
| 男 | 8.7 | 10.4 | 17.4 | 20.3 | 24.9 | 31.6 | 37.2 | 51.6 | (54.1) 18.4 | (54.2) 19.2 | (51.0) 17.1 | (50.5) 17.9 | (52.0) 21.8 | (55.9) 25.3 | (55.2) 25.1 |
| 女 | 14.7 | 15.9 | 22.1 | 24.5 | 26.6 | 29.0 | 32.8 | 46.4 | (52.2) 21.0 | (54.3) 23.8 | (54.1) 23.1 | (55.8) 25.3 | (57.7) 29.0 | (65.4) 36.3 | (67.2) 38.1 |
| アノミー度 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総数 | 7.4 | 8.8 | 14.0 | 16.7 | 20.4 | 25.8 | 31.6 | 45.4 | (49.6) 18.2 | (50.9) 19.8 | (49.2) 18.3 | (49.4) 19.5 | (51.0) 23.1 | (56.2) 27.7 | (56.5) 28.1 |
| 男 | 5.7 | 7.1 | 12.5 | 15.3 | 19.7 | 26.6 | 32.8 | 47.0 | (49.9) 17.0 | (50.4) 17.9 | (47.5) 15.9 | (46.9) 16.6 | (48.4) 20.3 | (52.1) 23.6 | (51.6) 23.4 |
| 女 | 8.9 | 10.4 | 15.4 | 18.1 | 21.1 | 24.9 | 29.7 | 43.2 | (49.1) 19.7 | (51.6) 22.6 | (51.6) 22.0 | (53.1) 24.1 | (55.0) 27.6 | (62.4) 34.6 | (64.3) 36.5 |

注1) 高校進学率, 無職少年率, アノミー度は以下のように定義される。

$$\text{高校進学率} = \frac{\text{高校進学者 (含就職進学者)}}{\text{卒業 者}} \times 100$$

$$\text{無職少年率} = \frac{\text{無 業 者}}{\text{就職者 + 無業者}} \times 100$$

$$\text{アノミー度} = \text{高校進学率} \times \text{無職少年率} \div 100$$

- 2) 昭和52年以降の無職少年率とアノミー度の()内は、昭和50年以前の統計では無業者のうちに含まれていた「専修学校等の入学者で就職していない者」を無業者のうちに含めて計算し直した場合の数値である。

資料) 文部省大臣官房『学校基本調査報告書』各年版。

しかし、昭和52年以降の統計（『学校基本調査報告書』の統計）からは、「専修学校等の入学者」が無業者とは別に独立して計上されるようになったため、これと50年以前の統計とを同一の次元で論ずることはできない。そこで、50年以前の統計との整合性を維持するために、52年以降の各年度について、「専修学校等の入学者で就職していない者」を無業者に含めて計算し直すと（表9のカッコ内の数値がこれである）、男女とも昭和30年代から40年代を通じて一貫して上昇し続けてきた無職少年率は、男女の合計でみると、50年代前半まで上昇し続け、50年代後半に若干の下降、60年代に入って再び上昇という傾向を示している。男女別にみても、男子ではさきの男女の合計と同じ傾向を示しているが、女子では50年代以降もなお一貫して上昇の傾向を維持し続けている。

ところで、学歴が中学卒の少年の階層においては、中学卒業時における当の社会の高校進学率が高く、同時に無職少年率の高いときにアノミー度も高く、反対に、高校進学率が低く同時に無職少年率も低いときにアノミー度も低くなると考えられるから、高校進学率と無職少年率とをかけ合わせることによって、便宜的に、学歴が中学卒の少年の階層のアノミー度が測定される（表9）。高校進学率の上昇とともに高学歴の獲得という文化的目標が強調される度合いも上昇すると考えられ、他方で、進学も就職もしていない中卒少年の増加は、中学での教育と学習が、この階層では、高学歴の獲得に対してのみならず職業的地位の獲得という別の文化的目標の達成に対しても十分に機能しえていないという、制度的手段の非効率性の度合いが増していることを示していると考えられるからである。

以上のように測定された学歴が中学卒の少年の階層のアノミー度に関しては、①男女の合計でみると、昭和50年代初めまでは一貫して上昇、52年から60年の間は52年の水準で横這い、62年から再び上昇、②男女別にみると、男子では、50年代初めまで一貫して上昇、50年代後半に若干下降、60年代に入って再び上昇、女子では、60年代に至るまで一貫して上昇、③54年以降は、女子のアノミー度が男子のアノミー度を上回るようになり、しかも、年々その差が拡大する傾向にある、などの推移が認められる（ただし、以上は、昭和52年以降についても「専修学校等の入学者で就職していない者」を無業者のうちに含めて計算した場合）。

3) 社会的アノミー度と薬物犯罪との対応関係

以上みてきた社会的アノミー度の推移とさきにみた薬物犯罪の推移とをつき合わせてみると、両者の間におおむね正の対応関係があることがわかる。すなわち、昭和40年代前半までは社会的アノミー度も低く、薬物犯罪も少なかったのが、40年代後半からは、社会的アノミー度も高く、薬物犯罪も多いという対応関係が認められるのである。

しかし、社会的アノミー度の推移と薬物犯罪の推移との間に、つぎのような若干の不一致が認められるのも事実である。第1に、覚せい剤事犯は、全体的にもまた成人および暴力団においても、50年代を通じて増加してきたものの、60年代に入って若干の減少を示している。

これに対して、成人社会一般および下流階層のアノミー度は、必ずしも60年代に入って下降傾向にあるわけではない。第2に、少年の薬物犯罪は、覚せい剤事犯の場合で昭和57年に、シンナー等の乱用の場合で46年と58年にピークを迎え、以後はいずれも減少傾向を示しているが、その背景に想定されている少年社会（中高生世代）一般のアノミー度の方は、52年にピークを迎え、以後、50年代後半はやや低下した水準で横這いを続けた後、62年に再び上昇しており、また、学歴が中学卒の少年の階層のアノミー度も、50年代を通じてほぼ横這い状態であったのが、60年代に入ってから上昇傾向へと転じている。

以上の2点のうち、第1の点については、社会的アノミー度の変化を前提としながらも、この影響を減殺する諸要因がより大きく影響しているためと考えられる。第2の点に関しては、第1の点について指摘したことのほかに、いまひとつ、社会的アノミー度の変化とその結果現象つまり覚せい剤やシンナー等の乱用との間に時間的ラグ——社会的アノミー度が変わっても、それが直ちに覚せい剤やシンナー等の乱用に影響するのではなく、その影響はより遅れて現われる——が介在していると考えられる。とすれば、社会的アノミー度の変化による影響を減殺する諸要因を一定とすれば、早晩、少年の薬物犯罪の増加もしくは覚せい剤やシンナー等の乱用と性質を同じくする新たな退行的行動の出現が予測される。

とまれ、以上から、おおまかであるにせよアノミーと薬物犯罪との間に一定の対応関係の存在を認めることができるとして、つぎにそのような対応関係つまりアノミーと薬物犯罪との関連性が分析されなければならない（この作業は、社会的アノミー度の推移と薬物犯罪の推移との間の若干の不一致についてさきに試みた説明を補強するものでもある）。以下、この点について、アノミー状況への退行的適応の面からと革新的適応の面からアプローチしてみよう。

2 退行行動としての薬物乱用

1) 退行行動の概念

薬物乱用は、社会学的には通常退行行動の一種として捉えられている。この場合、退行行動とは、解決困難ななんらかの社会的状況に直面したときにとられる、現実社会からの逃避ないし離脱の行動として定義され、当の個人における社会化(socialization)の後退もしくは社会性の低下を示すものとして理解される。

このような意味での退行行動は、マートン(Merton, R. K.)のアノミー論のコンテクストで捉えれば、文化的目標と制度的手段の両者を放棄してアノミー状況に起因する葛藤を解決しようとする退行的適応者に特徴的な行動として把握される。なお、アノミー状況とは、文化的目標の達成が制度的手段によってでは困難であるにもかかわらず、その達成に向けて

の努力が広く一般に規範的に強調されているような社会状況を意味している。また、文化的目標とは、個人の価値的規準として機能し、その達成に向けての努力が規範的に強調されているような、万人に対して文化的に価値づけられた特定の目標価値のことであり、制度的手段とは、ひとつには、文化的目標の達成様式として社会的に形成されてきた因襲的な行動様式ないし行動パターンのことであり、いまひとつには、文化的目標の達成様式を現実化する場としての制度的機会のことである。

2) 薬物乱用行動の退行行動としての把握

薬物乱用行動については、マートンのアノミー論では「社会構造とアノミー」(Social Structure and Anomie) の論文のなかで、精神病患者、内閉症患者、最下層民、身寄りのない者、放浪者、無頼漢、浮浪人、慢性のアルコール中毒者とならべられて、薬物常用者の適応的活動のうちに退行的適応がみられている⁹⁾と述べられているだけである。

アノミー論の観点からより詳しい薬物乱用行動の説明を試みたのは、マートンのアノミー論の流れを汲むクロワードとオーリン (Cloward, R. A. & Ohlin, L. E.) である。クロワードとオーリンは、その著『非行と機会』(*Delinquency and Opportunity*) のなかで、薬物乱用行動を、退行的適応者の行動のもっとも深刻な形態の1つとして捉え、退行的サブカルチャーの項目のもとで、大都市中心部の下層階級地域の若者の間にみられる薬物乱用行動を原因論的に分析している。後者の原因論的分析については後に触れるとして、ここではまず、現代日本社会の実態においても薬物乱用行動が退行的適応者の行動として、つまり薬物乱用者が退行的適応者として捉えられるか否かを考察してみる。そのさい焦点となるのは、薬物乱用者の職業と学歴である。

その理由は、薬物乱用者の職業と学歴に関するデータは、既存の資料からもある程度入手が可能だからであり、しかも、職業と学歴は、文化的目標の価値実体であるところの成功のためのもっとも基礎的な制度的手段を内包していると同時に、もっとも重要な当面の目標価値としても文化的に価値づけられており、したがって、薬物乱用者の職業と学歴を知ることによって、薬物乱用者のアノミー状況への適応様式をある程度知ることができると考えられるからである。つまり、比較的早い時期に進学の放棄や中退により学校教育から離脱したり、就業が社会的に期待されているにもかかわらず、就業の放棄や退職により職業社会から離脱してしまっている人びとの多くを、退行的適応者として捉えることができるのである。また、有職者の場合も、社会的投資量の小さい職業、つまり努力や準備期間、金銭的支出などをそれほど必要とせずにつくことのできる職業への従事者も、その比較的多くが退行的適応者の傾向を有しているとみることができると考えられる。このような職業は、目標価値としても手段価値としても社会的に低く評価され、この種の職業への従事者は、ある程度、文化的目標も制度的手段も放棄しているとみることができると考えられるからである。

さて、田村らの調査によると、覚せい剤乱用者の職業は、表10のとおりである。また、その学歴は表11のとおりである。表10からわかるとおり、覚せい剤乱用者においては、男女とも無職がもっとも多く、男で3分の1強が、女で半数弱が無職である（女の場合には、主婦も無職のうちに含まれているが、その少なからぬ部分が暴力団員の妻や内妻か、暴力団員と強い関係をもった者である）。有職者の場合でも、比較的わずかな社会的投資量で就業が可能な土木・建築業、工員・職人、交通・運輸、風俗営業、接客業に集中しており、これらと無

表10 覚せい剤乱用者の職業分布 (%)

| 職業 | 性別 | | 男 | | | 女 | | | 全体 |
|----------|--------|--|--------|------|--------|------|------|------|--------|
| | 成人・少年別 | | 成人 | 少年 | 計 | 成人 | 少年 | 計 | |
| 農・林・漁業 | | | 2.3 | 5.0 | 2.5 | — | — | — | 2.1 |
| 土木・建築業 | | | 14.6 | 8.6 | 14.1 | 0.6 | — | 0.5 | 11.9 |
| 工員・職人 | | | 14.3 | 16.4 | 14.5 | 1.2 | 1.8 | 1.3 | 12.3 |
| 交通・運輸 | | | 10.0 | 6.4 | 9.7 | 0.3 | — | 0.3 | 8.1 |
| 商業・金融業 | | | 10.6 | 7.9 | 10.4 | 3.6 | 1.8 | 3.3 | 9.3 |
| 接客業 | | | 4.8 | 7.1 | 5.0 | 8.7 | 7.0 | 8.5 | 5.6 |
| 風俗営業 | | | 3.0 | 5.0 | 3.2 | 31.9 | 17.5 | 29.8 | 7.6 |
| ホワイト・カラー | | | 1.1 | — | 1.0 | 1.8 | 1.8 | 1.8 | 1.2 |
| その他の職業 | | | 2.6 | 1.4 | 2.5 | 4.8 | 1.8 | 4.4 | 2.8 |
| 学生 | | | 0.2 | 5.8 | 0.6 | — | 12.3 | 1.8 | 0.8 |
| 無職 | | | 36.5 | 36.4 | 36.5 | 47.0 | 56.1 | 48.3 | 38.4 |
| 計 | | | 1,805人 | 140人 | 1,945人 | 332人 | 57人 | 389人 | 2,334人 |

出典) 田村雅幸「覚せい剤乱用者の人物像」、『科学警察研究所報告(防犯少年編)』21巻1号, 1980, p.35。

表11 覚せい剤乱用者の学歴 (%)

| 学歴 | 性別 | | 男 | | | 女 | | | 全体 |
|------------|--------|--|--------|------|--------|------|------|------|--------|
| | 成人・少年別 | | 成人 | 少年 | 計 | 成人 | 少年 | 計 | |
| 中学卒(旧小学校) | | | 63.8 | 51.4 | 62.9 | 66.9 | 40.4 | 63.0 | 62.9 |
| 高校中退(旧制中学) | | | 18.5 | 32.9 | 19.1 | 12.3 | 42.1 | 16.7 | 19.1 |
| 高校卒業(") | | | 14.7 | 12.1 | 14.7 | 16.6 | 10.5 | 15.7 | 14.7 |
| それ以上 | | | 2.6 | — | 2.6 | 4.2 | — | 3.6 | 2.6 |
| 不明 | | | 0.3 | 3.6 | 0.6 | — | 7.0 | 1.0 | 0.2 |
| 計 | | | 1,805人 | 140人 | 1,945人 | 332人 | 57人 | 389人 | 2,334人 |

出典) 表10と同じ。

職を合わせると、男では全体の4分の3、女では全体の9割近くにおよぶ。また、表11をみると、覚せい剤乱用者の6割強が中学卒どまりで、2割弱が高校中退となっており、高卒以上の学歴を有するのは2割にも満たないのわかる。

さらに、『司法統計年報』（少年編、昭和63年版）によって、昭和63年中の少年による毒劇法事犯——注1で指摘してあるように、そのほとんどがシンナー等による有機溶剤の乱用である——の終局人員の教育程度と職業の有無をみると、教育程度では、中学卒が義務教育終了者の45.6%、高校中退が同31.1%となっており、義務教育終了者の4分の3以上が高校の途中までで学校教育から離脱している。職業の有無では、職業ありが義務教育終了者の40.3%、職業なしが同じく59.7%となっており、いわゆる無職少年と呼ばれている学生・生徒でも有職少年でもない少年が義務教育終了者の41.2%に達している。

以上の数値から、覚せい剤乱用者やシンナー等の有機溶剤の乱用少年の少なからぬ部分を退行的適応者ないしその傾向にある者として捉えることができる。この結論は、同じく田村らの覚せい剤乱用者の初回使用時の状況についての調査結果からも支持される。表12がそれである。表12からわかるように、覚せい剤乱用者の初回使用時の状況として、家庭生活や職業社会からの離脱、家庭や心身についての悩み、充実感の欠如ないし日常生活の無意味さを示す刺激への欲求など、覚せい剤乱用者の退行的、逃避的状況が指摘される。なお、以上を踏まえてアノミー論の観点から薬物乱用を定義すれば、薬物乱用とは、アノミー状況の圧力のもとで、アノミー社会の現実から離脱し、薬物のもたらす非日常的な感覚の世界——浮揚感、多幸福感、陶醉感、覚せい感などとして感じられる快感の世界——へ逃避しようとする退行的適応者の行動として捉えられる。

表12 覚せい剤乱用者の初回使用時の状況（%）M. A.

| 性別 成人・少年別 | 男 | | | 女 | | | 全体 |
|--------------|------|------|------|------|------|------|------|
| | 成人 | 少年 | 計 | 成人 | 少年 | 計 | |
| 家族とトラブルがあった | 25.3 | 12.1 | 24.4 | 22.9 | 21.1 | 22.6 | 24.1 |
| 家出していた | 11.0 | 9.3 | 10.9 | 17.8 | 49.1 | 22.4 | 12.8 |
| 仕事をやめていた | 33.5 | 32.1 | 33.4 | 28.0 | 24.6 | 27.5 | 32.4 |
| 夜の仕事が忙しかった | 18.4 | 7.9 | 17.6 | 31.0 | 12.3 | 28.7 | 19.4 |
| 病気やケガで苦しんでいた | 12.1 | 0.7 | 11.3 | 19.3 | 1.8 | 16.7 | 12.2 |
| 精神的な悩みがあった | 31.1 | 13.6 | 29.8 | 47.3 | 35.1 | 45.5 | 32.4 |
| 刺激が欲しかった | 46.4 | 67.1 | 47.9 | 43.7 | 64.9 | 46.8 | 47.7 |

出典) 田村雅幸「覚せい剤の乱用者化過程の分析」、『科学警察研究所報告（防犯少年編）』21巻1号，1980, P.48。

3) 退行行動=薬物乱用行動の発生プロセス：クロワードとオーリンの「二重の失敗」 仮説

退行行動の発生プロセスについてのクロワードとオーリンの説明は、マートンの仮説の修正である。マートンによれば、退行的適応は、「文化的目標とともに制度的常套手段を個人が完全に体得して、これに愛着と高い価値を与えておりながら、これを達成するために利用可能な制度的手順をもってしては成功できない場合⁶⁾」にもっとも生じやすいとされ、文化的目標と制度的規範の内面化が退行行動発生の要件とされている。これに対して、クロワードとオーリンは、「不当な手段の利用に強い拘束を経験しているある種の若者の常用者がいるのは事実である。しかしながら、薬物使用者の大多数は、常習者になる以前に非行の歴史をもっている。この場合には、因襲的な規範に対する不支持的 (unfavorable) 態度は、明らかである。こうして、われわれは、内面化された禁止あるいは因襲的な規範に対する支持的態度は、退行行動の出現にとっての必要的条件ではないと結論する⁷⁾」と述べ、制度的規範の内面化すなわち不当な手段の使用についての内面化された禁止に加えて、社会的に構造化された障壁 (barriers) による不当な手段へのアクセスの制約を退行行動の条件として重視する。

クロワードとオーリンによれば、退行行動すなわち薬物乱用は、正当な手段——マートンのいう制度的手段——による成功目標の達成が困難であり、しかも、不当な手段——犯罪あるいは暴力——の利用の失敗、つまり「二重の失敗」を経験しながらも、アスピレーションを現実に応じて下落的に修正できない場合に結果される。つまり、高いアスピレーションをもった、「犯罪的あるいは闘争的 (conflict) サブカルチャーのうちにみずからの位置を見出すことに失敗した下層階級の若者の間に出現する⁸⁾」とされるのである。

わが国の薬物乱用者も多くの場合、薬物の使用に先行して、犯罪や非行の前歴をもっていることが知られている。たとえば、さきほどの田村らの調査によれば覚せい剤乱用者のうち男で8割以上が、女で5割が犯罪ないし非行の前歴を有しているという⁹⁾。また、覚せい剤乱用者の多くが暴力団員かその関係者であるとみられているが、通常、暴力団では覚せい剤の自己使用は禁止されており¹⁰⁾、乱用者は、暴力団内での地位が低い者により多い¹¹⁾という調査結果もある。したがって、わが国の実態に照らしてみても、薬物乱用者（とくに覚せい剤乱用者）の少なからぬ部分が、犯罪・非行の前歴者であり、しかもクロワードとオーリンのいう「二重の失敗」の経験者であると考えられる。このような「二重の失敗」の経験者の退行行動は、マートンのタイポロジーに即していえば、革新 (innovation) 的適応からのドロップアウトとしての性格を有しているといつてよい。

もっとも、「二重の失敗」からただちに薬物乱用行動が現実化するわけではなく、そのためには、薬物使用の機会 (opportunity) を提供しうる退行的サブカルチャーが存在し、そしてこれに参加できなければならない。この種のサブカルチャーは、薬物の入手、薬物の使用や

効果等の学習、法執行の回避などを可能とする機会構造を内在しており、わが国の場合、覚せい剤に関しては暴力団員を中核に、有機溶剤に関しては比較的年長の非行少年を中核に形成されている。

以上、薬物乱用行動の発生プロセスについてみてきたが、なおつぎの2点を補足的に指摘しておく。その第1は、文化的目標も制度的手段もともに受容している適合型の適応者が、偶然のきっかけによって薬物乱用者となり、そして、そのことによって退行的適応者へと変容していくケースもみられている、ということである。その第2は、退行的適応者といえども、多くの場合、薬物サブカルチャーに接近したり、薬物を使用し始めるのは偶然のきっかけによっている、ということである。

4) 儀礼主義的適応からのドロップアウトとしての薬物乱用行動

マーティンのいう退行行動にも該当せず、クロワードとオーリンのいう革新的適応からのドロップアウトとしての退行行動にも該当しないような薬物乱用行動もなくはない。儀礼主義(ritualism)的適応からのドロップアウトとしての退行行動として規定されるような薬物乱用行動——儀礼主義的適応からのドロップアウトとしての薬物乱用行動——がそれである。以下にあげた事例からも読み取れるように、このタイプの薬物乱用行動は、文化的目標の方はとうに放棄してしまっているが、制度的規範ないし制度的手段の方はこれまで何とか遵守してきたものの、現在では、この制度的手段の方もあえて遵守しなくなってしまう、という特徴をもつものである。怠学(truancy)がちの生徒とか中卒や高校中退で無職の少年の薬物乱用行動がこうしたタイプに比較的該当すると考えられる。

もっとも、ここでいう文化的目標の放棄に関しては、つぎの点に留意しておく必要がある。それは、放棄の意味内容として、この場合は、内面化された文化的目標の本人の意志による放棄のみでなく、家庭における子どもの社会化の過程で、文化的目標の達成努力に関心が払われず、したがって、最初から本人が文化的目標を内面化していない場合も含まれているという点である。

だとすると、以上と関連して、文化的目標の放棄から制度的手段ないし制度的規範への無関心が結果するという、なかば常識的な理解にも注目しておく必要がある。マーティンのアノミー論は、大望に向っての努力が成功に導くというアメリカ社会の常識——アメリカ文化の原理——を前提に、文化的目標の強調に内在する潜在的逆機能——これは、マーティン自身によって、『大望』というアメリカの基本的な美德が『逸脱行動』というアメリカの基本的な悪徳を促している¹²⁾』として述べられている——を明示化することが、そのねらいのひとつであった。しかし、最初から文化的目標を内面化していなかったり、早々にそれを放棄してしまっている人びとにおいて、制度的規範ないし制度的手段への関心が喪失してしまっているという事実——薬物乱用はその現象のひとつ——は、大望に向っての努力が成功に導くと

いう文化的目標の顕在的機能にも注目する必要があることを示している。そして、この点に注目すれば、文化的目標の過度の社会的、文化的強調が個人の逸脱行動を産み出すというこれまでの社会構造的次元での理解に加えて、個人における文化的目標の放棄が当の個人の逸脱行動を産み出すという個人的次元からの理解もアノミー論において可能となる。

事例1〔女子。中学3年ごろから怠学。中学卒業後就職するも怠休、退職を繰り返す。中学を卒業した年の8月に暴力団準構成員と同棲をはじめ、同年10月ごろから覚せい剤の使用を開始〕：父は日雇労働者。兄1人、後に弟が1人生まれる。家計下位。父母の仲、家族関係は普通でとくに不和なことはない。小学校低学年時から学業成績は不振。小学4・5年のころ、家が貧しいと友達にいじめられ、2週間ほど登校拒否。5年生の夏母が脳軟化症となり、3ヶ月療養。その後、半身付随となる。6年生の3学期、今度は父が交通事故で6ヶ月入院、以後、歩行不自由となる。このようなこともあり、幼少時の家庭養育は放任的であった¹³⁾。

事例2〔男子。中学のころから喫煙やシンナーを乱用。高校入学後シンナーの乱用は単独吸入に移行。学校にもほとんど登校せず、1年1学期で退学。高校退学後いったん就職するも10日と続かず。その後、自室でシンナーを吸った後、自殺を企図〕：若くして結婚した父母（とくに結婚時母は16歳）の間に、姉に次いで長男として出生。結婚当初、家計が苦しかったため母は水商売に出たが、母の帰宅が遅くなるたびに父は母の男関係を疑い、嫉妬し、自然、夫婦間はうまくいかなくなった。本人が4歳ぐらいの頃から、母の男関係はいつそう激しくなり、本人が外での遊びから帰宅すると、母が男と同食していることもあった。父は、こういう妻の行動を非難し、何度も離婚話が出たが、結局、離婚する決断がつかず、そのままズルズルと妻の行為を黙認することとなった。本人が中学生のころ、母は男と家出し、1カ月ぐらい帰らなかった。母の男関係→家出という行動はその後反復されたが、父の態度も相変わらず煮え切らなかった¹⁴⁾。

3 革新行動としての薬物密売

1) 暴力団による薬物密売

つぎに、覚せい剤に限定して、薬物の供給の問題を考察する。周知のように、覚せい剤の売買は、覚せい剤取締法によって厳しく禁じられており、シュアー (Schur, E. M.) のいう被害者なき犯罪 (crimes without victims) のひとつの典型をなす。シュアーのいう被害者なき犯罪は、「社会的に承認されていないが広く需要のある品やサービスの自発的交換¹⁵⁾」が犯罪化されたことの産物である。

したがって、覚せい剤の密売は、一方で大きな利益をもたらすと同時に、他方で、つねに逮捕や罰の危険性を伴わざるをえず、地下組織の形成・維持・利用が不可欠となる。ここに、暴力団による覚せい剤の密売とそのルートの独占という事実の生じる理由がある。しかし、その密売ルートは、通常、組の組織とはまったく別に、個々の暴力団員どおしが組を越えて形成し、維持し、利用しているのが実態である¹⁶⁾。したがって、密売によるもうけは、個々の暴力団員に帰属することになる。その額は、1981年ごろの時点で、下の方の中間密売人の場合で、週400g ぐらい扱って、月収で120万円ぐらいになるという。このうち必要経費は、30～40万円ほどである¹⁷⁾。

しかし、覚せい剤の密売が暴力団員にとっててっとり早いもうけになったとしても、逮捕され、長期の刑を科せられる危険につねにさらされており、また、薬の打ち方を客に実演してみせたり、薬の品質を鑑定する必要から実際に自分の体に注射することもあり、自ら中毒に陥ってしまうという危険性もなくはない。したがって、暴力団員が密売を行なう理由をもう少し突込んで考察してみる必要がある。その場合、暴力団員の社会的属性や目標なり将来の方針なりが重視される。

2) 非合法的な目標達成手段としての薬物密売

長年にわたって暴力団についての実証的研究を行ってきた星野周弘によれば、暴力団員に特徴的な社会的属性として、以下の諸点があげられる。①教育歴が非常に短く、また中途退学者の占める割合も高い。②暴力団加入直前の職業は、在学中のものを除くと、無職であるものが半数以上を占め、その他も雇傭条件が安定しないブルーカラーである。③家出・非行歴が多くのものについて認められ、非行集団に加入していたものも少なくない。④保護者から独立して生計を営むようになった時期が一般の青少年に比較して早い。⑤20歳前後に暴力団に加入¹⁸⁾。

また、暴力団員が成育してきた家族的背景としては、以下の特徴が認められる。①欠損家庭が多い。②兄弟姉妹の数が多く、家族成員数が多い。③経済的に貧しい生活水準にある。④保護者の職業は、人びとに尊敬されない類のものか、雇傭条件の不安定なものか、あるいは定期的・規則的・継続的な就労形態をとらないものであるかすることが多い¹⁹⁾。

以上のことから、暴力団に加入しようとする若者たちは、現実社会の競争体制のなかできわめて不利な条件におかれており、成功目標を達成するための制度的手段を十分に利用しえないような立場におかれている、ということが出来る。そこで、暴力団員の目標ないし将来の方針についてみると、暴力団員の30.7%が風俗営業、飲食店、土建業、金融業、不動産業、その他の事業の経営を目標に、そのための資金の蓄積を非合法的な手段をもって有利にすすめようとしており、24.7%が現在のまま暴力団にとどまり、地位を上昇させる、縄張りや資金源の拡大に努める、組織の広域的な系列化を推進する、集団をもって政治的活動にあ

たるなど、暴力団体あるいは地下社会の内部に目標を設定している²⁰⁾。

これらの目標は、アノミー論のコンテキストでいえば、文化的に価値づけられた成功目標の、合法的および非合法的社会における具現形態である。暴力団員は、過去においても現在においても、制度的手段によって合法的社会で評価されるような成功目標を達成することがきわめて困難な状況におかれているが、それでも、このような暴力団員の半数強が、暴力団を手段として合法的社会での成功を目標としていたり、縄張りや資金源の拡大への貢献をとおして、暴力団という非合法的な地下社会での成功つまり暴力団内での地位の上昇を目標にしている、という事実が認められるのである。

このような成功目標をもつ暴力団員にとって、将来の事業経営や縄張りの拡大のための資金作りは当面の目標であり、その達成のために、リスクの少ない効率的な手段を利用できないなら、利用しうる効率的な手段として、前述のような危険性があっても、覚せい剤の密売が用いられるということは、十分に考えられることである。すなわち、上昇志向をもつ暴力団員においては、成功目標の達成のための非合法的な手段として覚せい剤の密売が位置づけられるのである。換言すれば、覚せい剤の密売は、暴力団員にみられるアノミー状況への革新的適応行動つまり非制度的な手段によって文化的目標を達成しようとする適応行動であり、薬物犯罪は、このような革新的適応行動の側面をももつのである。

ところで、同じ暴力団員でも、幹部以上のクラスに覚せい剤の密売に従事する者が相対的に多く、かつ取引量も多いという事実が指摘される。すなわち、男子の密売者全体に占める割合をみてみると、首領・大幹部3.8%、幹部15.7%、組員20.7%、準構成員7.1%（暴力団員全体で47.3%）、組と関係ある者25.4%、組と関係ない者17.8%となっており²¹⁾、幹部以上のクラスが暴力団員全体の4割強を占めている。また、平均月間取引量をみてみると、首領・大幹部で200g、幹部で60g、組員で40g、準構成員で30g（暴力団員の以上の平均は50g）、暴力団関係者で50g、暴力団無関係者で10g、女子が平均で25gとなっている²²⁾。したがって、覚せい剤の密売を手段として成功目標を達成しようとする革新的適応行動は、上層の暴力団員により多くみられているといえることができる。また、前掲の表3をみると、覚せい剤取締法違反による暴力団員の検挙人員の数は、首領では昭和40年代末から50年代初めにかけて減少し、それ以降も減少ないし横這いの傾向にあるのに対して、幹部では、40年代末から50年代初めにかけて倍増し、それ以降もその水準を維持して推移してきている。これらのことから、覚せい剤の密売を手段とした革新的適応行動は、昭和40年代後半から50年代を通じて、幹部クラスの暴力団員で増加の傾向を示してきたことがわかる。

以上、現代日本社会の薬物犯罪にアノミー論の観点からアプローチしてきた。その結果、第1に、現代日本社会においてはアノミーと薬物犯罪との間に一定の対応関係の存在を認めることができた。第2に、このような対応関係は、ひとつにはアノミー状況への退行的適応

行動の面からつまりアノミー状況への退行的適応者の薬物への需要の面から、いまひとつには、アノミー状況への革新的適応行動の面からつまり暴力団員のうちの革新的適応者による薬物の供給の面から説明されえた。したがって、現代日本社会に限定していえば、アノミー状況を薬物犯罪の社会的要因のひとつとしてあげることができる。

注

- 1) 警察庁の資料（『昭和63年の犯罪 犯罪統計書』および『警察白書 平成元年版』）によれば、昭和63年の時点で、薬事犯（麻薬取締法・あへん法・大麻取締法・覚せい剤取締法・薬事法・毒物及び劇物取締法・農薬取締法に規定する罪）全体のうち、覚せい剤事犯が送致件数で51.7%、送致人員で38.9%を、毒物及び劇物事犯が送致件数で44.0%、送致人員で57.2%を占めている。毒物及び劇物事犯の送致人員の92.6%がシンナー等有機溶剤の乱用者である。また、覚せい剤事犯では、送致人員でみて、乱用に該当する施用・使用が全体の47.5%を、密売買にかかわる所持と譲渡・譲受が合わせて全体の51.3%を占めている。
- 2) 指標の選定にあたっては、つぎの点が前提とされている。それは、本稿では、アノミー状況を、マートン(Merton, R. K.)のいう文化的目標と制度的手段との矛盾状況——制度的手段をとおしては文化的目標が容易に達成されえないにもかかわらず、文化的目標を達成すべく努力が規範的に強調されているような状況——として捉えており、そして、文化的目標の実体としては、成人社会では地位的・金銭的成功を、少年社会（中高生世代）では高学歴の獲得を指定しているという点である。
- 3) 日本生産性本部『昭和48年度新入社員の「働くことの意識」調査報告』1973（竹内洋『日本人の出世観』学文社，1978，p.173から引用）。
- 4) 日本リクルートセンター『新入社員は何を考えているか』1979（竹内洋『競争の社会学』世界思想社，1981，p.165から引用）。
- 5) Merton, R. K., *Social Theory and Social Structure*, Free Press, enlarged ed., 1968, p.207（森東吾他訳『社会理論と社会構造』みすず書房，1961，p.141）。
- 6) *Ibid.*（訳，p.142）。
- 7) Cloward, R. A. & Ohlin, L. E., *Delinquency and Opportunity*, Free Press, 1960, pp.180-181.
- 8) *Ibid.*, p.183.
- 9) 田村雅幸「覚せい剤乱用者の人物像」『科学警察研究所報告（防犯少年編）』21巻1号，1980，p.37.
- 10) 田村雅幸「覚せい剤の流行と法規制」『犯罪社会学研究』第7号，1982，p.27.
- 11) 奥沢良雄「少年の覚せい剤・麻薬の乱用をめぐる——A子の事例を中心に——」『犯罪と非行』第49号，1981，p.60.
- 12) Merton, R. K., *op. cit.*, p.200（訳，p.136）
- 13) 奥沢，pp.51-54.
- 14) 郷古英男「少年の有機溶剤濫用について——薬物濫用の歴史的変遷と今後の展望——」『犯罪と非行』第49号，1981，pp.111-112.
- 15) Shur, E. M., *Crimes without Victims*, Prentice-Hall, 1965, p.8.
- 16) 田村，1982，p.27.
- 17) 同，p.28.

- 18) 星野周弘『犯罪社会学原論』立花書房, 1981, p.486.
- 19) 同, pp.485-486.
- 20) 同, pp.490-491.
- 21) 田村雅幸「覚せい剤密売に関する研究 1.取引量と収入について」『科学警察研究所報告(防犯少年編)』25巻2号, 1984, p.15.
- 22) 同, p.18.

付記 本稿の一部は、本紀要とほぼ同時期に刊行が予定されている拙著『現代社会病理学——社会問題への社会学的アプローチ——』(学文社, 1991年4月刊行予定)にその一部として収載されており、したがって、両者の叙述に部分的に重なり合う箇所があることを付記しておく。

An Approach to Drug Offences from the Viewpoint of the Theory of Anomie

Shigenobu YONEKAWA

In this paper, I approach drug offences in the contemporary Japanese society, abuse and illicit traffic of stimulant drugs and organic solvents especially paint thinner, from the viewpoint of the theory of anomie. First, I measure the degree of anomie in the adult society and the juvenile society. Next I verify a positive corresponding relation between the degree of societal anomie and the number of drug offenders, that is, the former was lower and the latter smaller till 1960's, but that since 1970 the former has been higher and the latter larger.

I explain such a relation from both adaptation to the anomic circumstances of retreatism and innovation. From the viewpoint of retreatism, the problem of the demand for drugs, that is, the behavior of drugs abuse is explicated as the retreatism behavior. In these types of behavior of drugs abuse, two types of retreatism behavior are identified. One is the dropout from innovation which is the result of Cloward and Ohlin's hypothesis, the "double failure" . The other is the dropout from ritualism.

On the other hand, from the viewpoint of innovation, the problem of the supply of drugs is explicated as innovation behavior of the organized criminal gangs. To the organized criminal gangs who have the aspiration for going up, their making a monopoly of the illicit traffic of stimulant drugs is explicated as the illegitimate but efficient means for attaining success goals.

As the index to measure the degree of societal anomie, I select the ratio of persons holding an administrative position, the ratio of totally unemployed persons, the differentials among annual income quintile groups, the rate of applicants for admission to and new students admitted to colleges and universities, the rate of entrance into high schools, and the rate of persons without occupation in all the persons not entering high schools.